

取扱区分：「公開」

令和3年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年2月10日(水) 10時00分

於：周南市役所 5階 委員会室3

令和3年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年2月10日(水) 午前10時00分 ~ 10時15分

2 場 所 周南市役所 5F 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君
第3番	いわ 岩	た 田		みのる 実	君	第5番	しら 白	いし 石	じゅん 純	じ 治	君
第6番	たか 高	はし 橋		めぐみ 恵	君	第7番	た 田	なか 中	えい 榮	さく 作	君
第8番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君	第9番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君
第10番	はやし 林		しゅん 俊	いち 一	君	第12番	ひろ 弘	なか 中		ひさし 壽	君
第13番	ふじ 藤	い 井		たかし 孝	君	第14番	ふじ 藤	わら 原	のり 典	こ 子	君
第15番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君	第16番	やま 山	さき 崎	みつ 光	お 夫	君
第17番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)						
第18番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会 長)						

(1名欠員)

(2) 欠席委員

第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君	第11番	ほら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君
-----	-----	------	------	------	---	------	------	-----	------	------	---

(3) 事務局職員

局 長	久 野 哲 郎	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 傍聴人

なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

第3 報告事項

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
について 7件

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に
ついて 1件

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に
ついて 6件

報告第8号 農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条
の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例
外としての届出について 4件

報告第9号 農地法第5条第1項第7号に規定する届出を要する農地
等に係る買受適格証明について 1件

報告第10号 現況が農地でないことの証明について 6件

事務局長

皆さん、おはようございます。

定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番 ^{さいき}佐伯 ^{ともあき}伴章 委員、第11番 ^{はらだ}原田 ^{まき}雅之 ^{ゆき}委員の2名で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第2回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第14番 ^{ふじわら}藤原 ^{のりこ}典子委員、第16番 ^{やまさき}山崎 ^{みつお}光夫 委員、のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の1ページ、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、1議案3件です。

まず番号1番をご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、1筆の280平方メートルでございます。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は今後耕作する予定がないため、譲受人は耕作のために取得するものです。

取得後の農地は約155アールで、当地区の30アールの下限面積要件を

満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

事務局次長

佐伯委員から説明原稿をお預かりしておりますので、事務局から代読させていただきます。

議案第5号1番についての現地調査を報告します。

2月7日に現地調査を行いました。

譲渡人は、県外に在住のため、電話にて状況確認しました。

農用地は、現在譲渡人が耕作しておられ、野菜の作付がされております。

譲渡人は、今後耕作は不可能なので、譲受人に渡したいとの希望でした。

譲受人にも電話にての確認となりましたが、現状のとおり継続し、野菜の作付をしたいとのことで、農用地の維持管理は行われると確認しましたので、審議の程よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第5号番号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号番号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第5号番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

続きまして番号2番をご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、1筆の1, 734平方メートルでございます。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で遠隔地に居住しており耕作が困難なため、譲受人は現地で既に耕作しており知人の斡旋もあり取得するものです。

取得後の農地は約193アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

事務局次長

佐伯委員から説明原稿をお預かりしておりますので、事務局から代読させていただきます。

議案第5号2番についての現地調査を報告します。

2月7日に現地調査を行いました。

譲渡人は、県外に在住のため、電話にて状況確認しました。

今後、農地の耕作・維持は、困難なため、譲渡したいとのことでした。

譲受人とは、現地にて立会し、現状と今後について話を聞きました。

近所に長男夫婦が居住しており、農業をされているので、今後は、一緒に畑作で野菜を作りたいとのこと、農地の維持は可能と思われるので、許可してもよいと思います。

審議の程よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第5号番号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第5号番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

続きまして番号3番をご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、1筆の301平方メートルでございます。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で農地と自宅が離れているため、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。

取得後の農地は約32アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 弘中委員

12番の弘中です。

議案第5号3番について説明いたします。

申請地を去る2月4日、事務局と共に現地調査いたしました。

申請地は農振外区域による贈与の移転であり、周囲は住宅地に囲まれた混

住状態となっている農地です。

営農に必須の水系農道も完備されており、問題はないと想定されます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第5号番号3番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第5号番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第5号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして2ページから3ページ、報告第5号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は7件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして4ページ、報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することについては、農地法第4条第1項第8号に規定され、許可は不要とされており、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして5ページから6ページ、報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得することについては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は6件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして7ページ、報告第8号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、今回は農地法施行規則第53条第5号に規定された市が行う河川災害復旧工事のための転用及び第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局等の設置のための転用の、4件でございました。

なお、番号3番及び番号4番は、恒久転用となります。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「農地法第5条第1項第7号に規定する届出を要する農地等に係る買受適格証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして8ページ、報告第9号「農地法第5条第1項第7号に規定する届出を要する農地等に係る買受適格証明について」、市街化区域内にある農地等の競売に参加しようとする者からの申請に基づき交付する証明書です。

内容については記載のとおりで、今回は1件ございました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内にある農地等の転用のための権利取得の届出受理が得られるものである旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、この件につきましては、昨年の10月の総会で報告第35号として買受適格証明を行った旨を報告いたしましたが、予定されていた競売が不調

になったことから、改めて競売に参加するため、同様の買受適格証明願が提出されたものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして9ページから10ページ、報告第10号「現況が農地でないことの証明について」、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき証明をするもので、今回は6件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第2回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時15分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年2月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 藤 原 典 子

委 員 山 崎 光 夫